

大型連休期間中（4月29日～5月8日）の移動に関する注意事項について

1. 青森県外に移動する場合の手続き等について

(1) 国内特定地域への移動は、許可制となります。

許可申請する場合には「国内特定地域への移動許可申請書」を移動する2週間前までに学務担当に提出してください。

また、本県に戻った日の翌日から3日以内に「国内特定地域移動チェックシート」を学務担当に提出してください。

(2) 国内特定地域以外への移動は、「県外への移動届（国内特定地域以外）」を学務担当に提出した上で移動してください。

(1)(2)ともに、本県に戻った日の翌日から14日間は、経過観察日誌により健康観察をしてください。

2. 臨床実習（5・6年次）について

大型連休期間中に、青森県外に移動した臨床実習生（5・6年次）は、臨床実習開始前の2日間は、COVID19抗原検査キットにより、陰性を確認した上で臨床実習に参加してください。

また、検査結果については、検査結果を示した検査キット（2日分）を撮影し、その画像を添付したメールを、実習開始日の前日中に実習先病院と学務担当に送信の上、報告してください。

なお、検査結果が陽性の場合は、直ちに学務担当に連絡するとともに、保健所にも連絡してください。

抗原検査キットは、学務グループ室にて配付していますので、青森県外に移動する前に受領してください。

令和4年4月18日

弘前大学医学部長

廣田和美

医学科学務委員長

鬼島宏